

献呈の辞

山中至先生は、本年3月をもって定年によりご退職されることとなりました。熊本大学大学院法曹養成研究科は、先生の在職中の教育・研究等に対する多大なご尽力とご貢献に深く感謝し、ここに「熊本ロージャーナル第10号」をご退職の記念として編集し、献呈するものであります。

先生は、熊本大学法文学部法学科そして熊本大学大学院法学研究科修士課程、九州大学大学院法学研究科博士後期課程に学ばれ、九州大学法学部助手を経て、昭和58年に熊本大学法学部に講師として赴任され、翌59年に助教授とられました。その後、平成5年に教授とされており。そして、平成16年法科大学院制度の発足とともに、本研究科に所属を移されました。

先生は、本研究科ならびに学部・大学院等において、日本法制史をはじめとする基礎法学領域の授業に専心され、学生の教育に著しい成果をあげてこられました。また、研究に関し、民事法の領域においては、裁判離婚と破綻主義をテーマとする研究を続けられ、「明治前期における裁判離婚法の一研究」（法政研究48-2，昭和56年）、「わが国『破綻主義』離婚法の系譜」（熊本法学68，平成3年）、「東京地裁判決と『破綻主義』離婚法理」（林屋礼二他編『明治前期の法と裁判』所収，信山社，平成15年）等の一連の論稿を著されています。さらに、刑事法の領域においては、結果責任主義の克服と主観主義・責任主義の採用について論じた「日本近世刑事法の法構造の一側面」（熊本法学74，平成4年）、「熊本藩『刑法草書』における殺人罪・傷害罪の法的構成について」（山崎広道編『法と政策をめぐる現代の変容』所収，成文堂，平成22年）等の研究を公表されました。何れの領域における研究も、学界において高く評価されています。

先生は、本研究科設立当初から研究科長、附属臨床法学教育研究センター長を務められ、その後、国立大学法人熊本大学理事・副学長等の要職を歴任され、本学の発展に多大な貢献をされました。定年の後、熊本大学名誉教授・顧問に就かれています。また、中央教育審議会大学分科会専門委員、独立行政法人大学評価・

【献呈の辞】

学位授与機構法科大学院認証評価委員会専門委員等の要職を務められています。

このように、先生は、教育・研究のみならず、大学の組織運営、社会貢献においても大きな足跡を残してこられました。先生は、法科大学院の草創期において、まさに本研究科の方向性を定める役割を担われたといえます。法科大学院をめぐる厳しい状況の中、先生が研究室を去られることは本研究科にとって誠に大きな損失といわざるを得ませんが、先生の残された基盤をしっかりと受けとめてゆきたいと思います。先生におかれましては今後とも本研究科を見守っていただきますとともに、益々ご壮健で過ごされますことを祈念し、もって献呈の辞とさせていただきます。

平成27年9月

熊本大学大学院法曹養成研究科長 平田 元